

**やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
事業実施計画書**

令和2年 9月

(令和4年 6月 9日改訂)

(令和5年 6月 7日改訂)

やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

目次

I. 趣旨	1
II. 実施期間	1
III. 現状と課題	2
1. 不安定な就労状態にある方（不本意非正規雇用労働者等）	2
2. 長期にわたり無業の状態にある方	2
3. 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）	3
IV. 目標・主な取組等	4
1. 不安定な就労状態にある方	4
(1) 目標	4
(2) 主な取組等	4
(3) 取組に係るKPI	6
2. 長期にわたり無業の状態にある方	6
(1) 目標	6
(2) 主な取組等	6
(3) 取組に係るKPI	7
3. 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）	7
(1) 目標	7
(2) 主な取組等	7
(3) 取組に係るKPI	8
4. 対象横断的な取組	8
(1) 目標	8
(2) 主な取組等	8
V. 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の実施	9
VI. 推進体制・進捗管理方法	9
VII. 地域レベルのプラットフォームとの連携	9
VIII. その他	10

I. 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」*1においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不本意ながら不安定就労等を余儀なくされるなど、様々な課題に直面している方がいる。こうした課題は、本人あるいはその家族だけの問題ではなく、社会全体として受け止めるべきものである。

令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」（以下「厚労省支援プラン」という）が策定され、6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月閣議決定）において「就職氷河期世代支援プログラム」が示されたところであるが、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、加齢に伴う様々な就業制約等）を踏まえつつ、その実効性を高めるためには、官民共働による一元的な推進体制を構築し、これら世代への支援に社会全体で取り組む機運を醸成することが必要である。

このため、厚労省支援プラン等も踏まえて、山形県域における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策をとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、山形労働局、山形県をはじめ、関係行政機関、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という）、山形県内の経済団体、労働団体、業界団体、支援団体等を構成員とする「やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「やまがたPF」という）を令和2年6月11日に設置するとともに、設置目的を具体化するため「事業実施計画」を策定し、継続的な取組を推進してきた。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月閣議決定）により、令和2年度から令和4年度までの3年間を「第一ステージ」、さらに令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、その具体的な行動計画として、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月関係府省会議決定）が策定され、着実な実行に取り組んでいくこととされた。やまがたPFにおいて、これまでの施策の効果も検証のうえ、行動計画2023に基づき「やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画」を策定（改訂）し、就職氷河期世代の方々の活躍の機会が更に広がるよう、県内の社会機運を醸成し、各界が一体となって効果的かつ継続的な取組を引き続き推進していくこととする。

II. 実施期間

令和2年6月11日から令和7年3月31日までとする。

*1 2020年4月1日時点において大卒で概ね38歳～49歳、高卒で概ね34歳～45歳に相当

Ⅲ. 現状と課題

厚労省支援プランによると、就職氷河期世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等があり、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様であるとされている。

これらの方の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も多様であることから、個人の状況に応じた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。そのため、個人が置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢をより一層浸透させることを念頭に取り組んでいくことが不可欠である。

以下、支援対象ごとに現状と課題を整理する。

1. 不安定な就労状態にある方（不本意非正規雇用労働者等）

山形県における「不安定な就労状態にある方」（35歳～44歳）は4,600人（人口比3.4%）^{*2}とされており、人口比は全国平均（人口比3.1%）と比較すると、高い状況にある。

これまで、公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という）と県の若者就職支援センター（以下、「ジョブカフェ」という）との連携による相談支援や公的職業訓練機会の提供等により、不安定な就労状態にある方も含めた県内の求職者の方の就職支援を推進してきたところであるが、こうした状況に鑑み、今後、不本意非正規雇用労働者等の正社員就職実現に向けた支援を一層充実・強化していく必要がある。

その際、個々の支援対象者の置かれた状況に応じたきめ細かな支援が求められること、マッチング支援にあたっては、例えば支援対象者の職歴だけでは判断できない適性や能力等が求人企業にも十分伝わるような工夫が求められることなどに留意する必要がある。

2. 長期にわたり無業の状態にある方

山形県における「長期にわたり無業の状態にある方」（35歳～44歳）は1,898人（人口比1.4%）^{*3}とされており、全国平均（人口比2.3%）より低い状況にある。

これまで、国と県との連携により展開している「地域若者サポートステーション」

^{*2*}出典：厚生労働省 都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表

「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPTが特別集計したデータを利用している。

(以下、「サポステ」という)において、一定期間無業状態にある15歳～39歳までの方の職業的自立に向けた支援(具体的には、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験など)を実施してきた。

また、支援対象者の家族向けセミナー(子供の自立支援研修会など)等も提供してきている。

今後は、これまでの取組で得られたノウハウを生かしつつ、就職氷河期世代全体をカバーできるように支援対象年齢を49歳まで拡大する。加えて、潜在的な長期無業者へも支援を届けるため、対象者の把握や働きかけのための機能を強化していく必要があり、サポステと関係機関による連携をより一層進めていくことが必要である。

3. 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方(ひきこもりの方等)

平成30年度に山形県が民生児童委員を対象に実施した「困難を有する若者等に関するアンケート調査」において、本県にはひきこもり状態にある方が少なくとも1,429人(そのうち39歳までの若者は629人)いることが分かった。

また、内閣府が同じ年に行った調査^{*4}によれば、40歳から64歳までの本県のひきこもりの方は、約5,300人と推計される。

山形県においては、ひきこもりの方の社会復帰を支援するため、全国に先駆けて平成21年に設置された「自立支援センター巣立ち」のほか、困難を有する若者やその家族を支援する若者相談支援拠点、県内各地の市町村、自立相談支援機関などで相談に応じている。

このうち「自立支援センター巣立ち」では、令和元年度に来所と電話で492件の相談に応じたほか、居場所支援としてデイケアを週一回行っている。(令和元年度43回開催)。相談においては、可能な限り来所による丁寧な聞き取りを行い、精神科医師とも連携を図りながら、支援の方向性を検討し、適切な関係機関・支援団体等を紹介している。

また、若者相談支援拠点は、県内4地域6か所^{*5}に設置しており、困難を有する若者やその家族の相談支援のほか、居場所の設置、体験活動や家族会の開催など、各拠点が特色のある取組を行っている。

こうした支援については、就労、就学、福祉的支援、医療機関での治療など、ひきこもりの方ごとにニーズや状態が異なっており、様々な分野の支援機関が連携

^{*4} 平成31年3月の「生活の状況に関する調査(平成30年度)」(内閣府)において、40～64歳の「ひきこもり」が全国で推計61万3千人との調査を元に、調査時の全国に占める本県人口の割合から按分し推計

^{*5} 第一ステージ策定時点の設置数

して支援していくことが重要であり、ネットワークの構築などの取組を強化する必要がある。また、相談支援窓口未設置等市町村^{*6}に対する支援を充実させなければならない。

第二ステージにおいては、現在、若者相談支援拠点が県内4地域8か所となり、また、全市町村にひきこもりに関する相談支援窓口が設置され、相談窓口が明確化されたことから、関係機関の紹介や必要な情報提供、拠点未設置自治体における出張相談会等を行うなど、更なる連携と支援強化が必要である。

また、市町村ネットワークの構築については、プラットフォーム未設置市町村があることから、引き続き、設置に向けた働きかけを行う必要がある。

IV. 目標・主な取組等

Ⅲ. で整理した現状と課題を踏まえ、やまがたPFとして今後、以下の通り目標を掲げ、取組を推進していく。

1. 不安定な就労状態にある方

(1) 目標

国の就職氷河期支援プログラム^{*7}においては、3年間の取組で就職氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすことを目指すとされている。この30万人という目標を山形県の支援対象者規模に置き換えると約2,600人^{*8}となる。これを目安として、山形県においても、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方等の支援を強化し、正規雇用での就業の増加を目指す。^{*9}

(2) 主な取組等

<相談支援>

- ① ハローワークやまがたに就職氷河期世代支援窓口として「35歳からのキャリアアップコーナー」を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を拡充する。【労働局】

^{*6} 第一ステージ策定時点

^{*7} 「経済財政運営と改革基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

支援対象としては、正規雇用を希望していながら本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者について、30万人増やすことを目指す。

^{*8} 出典：厚生労働省 都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム 対象者数推計表

「不安定な就労状態にある方」 山形県 4,600人 / 全国 541,000人 × 100 ≒ 0.85%

30万人（国の目標） × 0.85% = 2,550人 ≒ 2,600人（山形県の3年間の目標）

^{*9} IVの1の支援対象者に係る目標として記載しているが、IVの2及び3の支援対象者で正規雇用を目指す方々も含む。

- ② 就職活動をするうえでの悩みや課題を共有する機会として、就活座談会、就活相談会を開催し支援に取り組む。【労働局】
- ③ 「ジョブカフェ」において、各種セミナー開催、公認心理師等によるカウンセリング等、個別就職相談から職場定着まで一貫した支援を行う。【県】
- ④ 早期離職（安易な離職や不本意な離職等）の防止に向け、入職者及び企業に対する職場定着（フォローアップ）支援に取り組む。【経済団体、労働団体、労働局、県】

<職業能力開発等に向けた支援>

- ① 就職氷河期世代の求職者を対象に、ハローワークにおいて個々の特性に応じた技能検定を案内するとともに、就職相談で選定された技能検定にチャレンジして就職を目指す方を対象に技能検定手数料の補助を行うとともに、やまがた P F の関係機関が連携し、事業所への働きかけ、求人等の確保等の就職支援を行う。合わせて県と県職業能力開発協会が独自に受検に向けた学習支援を行うことにより、技能検定の合格に導くとともに、この有利性を生かした就職相談を通じて、安定した就労を目指すための支援を行う。【県】
- ② 求職者支援訓練について、「実践コース」の訓練期間の下限を緩和（現行3か月以上を2か月以上とする）したコースを設定・実施する。また、非正規雇用労働者など在职中の者等を対象とした訓練コースについて、訓練時間の下限を緩和（現行1日5時間以上を3時間以上に、1か月100時間以上を80時間以上とする）したコースを設定・実施する。【労働局、機構】
- ③ 技能取得経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費等を対象とした生活福祉資金の活用の周知を図る。【社会福祉協議会】

<マッチング支援>

- ① 山形労働局にコーディネーターを設置し、経済団体との協力の下、ニーズに合わせた職場体験・職場実習機会を確保する。【労働局、経済団体】
- ② 中小企業とのマッチングイベント（企業説明会、就職面接会、職場見学会・体験会、セミナー等）を実施する*10。【経済団体、経済産業局、労働局、県】
- ③ ハローワークややまがたに就職氷河期世代支援窓口として「35歳からのキャリアアップコーナー」を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を拡充する。【労働局】 ※再掲
- ④ 「ジョブカフェ」にて、個別就職相談、各種セミナー、企業との面談会等による就職支援を実施する。【県】 ※再掲

*10 それぞれでの機関での後援・共催を含む

<地域の企業向け支援>

- ① 就職氷河期世代の非正規雇用労働者の正規雇用促進を図るため、拡充されるトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）等の周知及び活用促進に連携して取り組む。また、企業内での正社員転換等の取組を促進するため、キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金等の周知及び活用促進に連携して取り組む。【経済団体、労働局、県、銀行協会】
- ② 50歳未満の女性非正規雇用労働者を正社員に転換し、3か月継続雇用した場合に、事業者に支給している山形県賃金向上推進事業支援金において、就職氷河期世代の者を転換した場合、さらに上乗せして支給する。【県】

(3) 取組に係るKPI

- ・ 県内ハローワーク紹介による正社員就職件数について、第一ステージで3,000件以上を目指す。第二ステージでは、第一ステージの実績を踏まえ、5年間で6,600件以上を目指す*¹¹。
- ・ 企業内の正社員転換数について、第一ステージで1,000件以上を目指す。第二ステージでは、第一ステージの実績を踏まえ、5年間で2,100件以上を目指す*¹²。

2. 長期にわたり無業の状態にある方

(1) 目標

サポステを中心に、当事者やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立につなげることを目指す。

(2) 主な取組等

<相談支援>

- ① サポステの支援対象年齢をこれまでの39歳までから49歳までに拡大し、これに併せ就職氷河期世代の無業者に対する相談体制を整備する。
【労働局】
- ② サポステにおける国の役割として、個別相談支援、職場体験・就職支援、定着・ステップアップ事業等を実施する。【労働局】

*¹¹ 県内ハローワークにおける35～54歳の正社員就職件数による。第一ステージは、令和2年度計画数1,054件を基に3年間で3,000件に設定。第二ステージでは、第一ステージ実績の3,967件(年度あたり1,322件)を踏まえ、2年間で2,633件を加え、5年間で6,600件に設定。

*¹² 山形労働局のキャリアアップ助成金支給件数(有期雇用から正社員への転換数)による。第一ステージは、令和元年度支給実績344件を基に3年間で1,000件に設定。第二ステージでは、第一ステージ実績の1,276件(年度あたり約425件)を踏まえ、2年間で824件を加え、5年間で2,100件に設定。

- ③ サポステにおける県の役割として、公認心理師等による相談事業、コミュニケーション能力開発事業、アルバイト型勤労体験事業を実施する。【県】

<職場体験の機会の確保>

- ① サポステで提供する「職場体験」等の受入れ先の拡大を図る。
【労働局、県、経済団体】

(3) 取組に係る K P I

- ・ サポステの支援による進路決定者（就労、進学、家業手伝い等含む）にて、第一ステージと第二ステージを含め5年間で550件以上を目指す*¹³。

3. 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

(1) 目標

当事者及びご家族のニーズや状態に応じ、支援が必要な方に確実に支援が届くよう、身近なところで相談し、支援を受けられる体制を整備するとともに、様々な関係機関によるネットワークを構築することによって当事者にとってわかりやすく相談しやすい環境の構築を図り、社会とつながりながら地域生活を送ることを目指す。

(2) 主な取組等

<相談支援>

- ① 当事者及びご家族にとって身近な地域での相談・支援の充実を図るため「自立支援センター巣立ち」の機能強化とともに、同センターが中心となって、市町村や自立相談支援機関などの様々な関係機関のネットワーク化を図る。
【県】
- ② 県や市の自立相談支援機関において相談員のスキル向上を図るなど相談支援の強化に努めるとともに、直ちには就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事業の実施地域の拡大を図り、ひきこもり等に対する支援を展開する。【県、市】
- ③ 県内8か所の若者相談支援拠点において、困難を有する若者及びその家族への相談対応を行うほか、拠点が設置されていない市町村において出張相談会を実施することで、移動手段に制約がある方への対応も可能としている。当事者の早期発見、早期支援にもつなげる。【県】

*¹³ サポステの支援の結果進路決定に至った方（15歳～49歳）の件数による。第一ステージは、令和2年度計画数の183件を基に3年間で550件に設定。第二ステージは、令和5年度計画数156件を基に2年間で300件に設定。第一ステージ実績253件と第二ステージ300件を加え、5年間で550件と設定。

<関係機関とのネットワーク形成>

- ① 若年層のひきこもりを対象とした教育、保健福祉・医療、雇用、矯正・更生保護など様々な分野の関係機関による「子ども・若者支援協議会（子ども・若者育成支援推進法第 19 条による）」や民間支援団体、就労支援団体、医療、教育、保健福祉、県などの関係機関・団体で構成する「山形県ひきこもり支援ネットワーク会議」の開催による情報共有や意見交換を行う。【県】
- ② 県庁内に設置した「ひきこもり支援タスクフォース」において、関係各課によるひきこもり支援施策に関する情報共有を図り、施策の連携を図る。
【県】
- ④ 各市町村の相談窓口や関係機関との連携方法の明確化に努めるとともに、個別の地域の取組を就職氷河期世代活躍支援事業における地域レベル^{*14}のプラットフォームとして位置づけ、県全体のネットワークと共にやまがた P F との連携を図る。【労働局、県、市町村、支援機関、家族会】

(3) 取組に係る K P I

- ・各市町村における相談窓口の明確化と県全体のネットワークの構築。
- ・個別の地域の取組（地域レベルのプラットフォーム）について、県のネットワークと連携して活動を行い、当該事例について検証を行う。

4. 対象横断的な取組

(1) 目標

IVの 1. から 3. に記載した各種の取組等を着実に実施していくことと併せて、支援が必要な方や支援の受け皿となる企業等、社会全体に取組の重要性や取組内容を知ってもらい実際に活用していただくこと、取組の実施状況を検証して必要な向上を図っていくことが重要である。このため、やまがた P F の構成員それぞれの強みを生かして、効果的かつ継続的に取組を推進していく。

(2) 主な取組等

- ① IVの 1. から 3. に記載した各種の取組や就職氷河期世代の方の活躍促進、その受け皿となる企業等の理解や受け入れ促進等に向けた機運醸成を図るため、就職氷河期世代支援の重要性や取組内容の重点周知・啓発活動を行う。
【やまがた P F 全構成員】
- ② IVの 1. から 3. に記載した各種の取組の成果等を把握・分析できるよう、必

^{*14} 集落単位、市町村単位、複数の市町村による広域単位等、様々な区域を指す。

要なデータや支援事例等の収集・整理に努める*15。【労働局、県】

- ③ 県内の各市町村が実施する就職氷河期世代支援のための取組について情報収集を行い、必要な連携を図る。また、他都道府県における取組事例についても情報収集を行う。【労働局、県】

V. 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の実施

本県における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関等と連携した取組を加速化させるため、内閣府の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、以下の事業を実施する。

- ① 就職氷河期世代の求職者を対象に、ハローワークにおいて個々の特性に応じた技能検定を案内するとともに、就職相談で選定された技能検定にチャレンジして就職を目指す方を対象に技能検定手数料の補助を行うとともに、やまがた P F の関係機関が連携し、事業所への働きかけ、求人等の確保等の就職支援を行う。合わせて県と県職業能力開発協会が独自に受験に向けた学習支援を行うことにより、技能検定の合格に導くとともに、この有利性を活かした就職相談を通じて、安定した就労を目指すための支援を行う。

【県】※再掲

- ② 50 歳未満の非正規雇用労働者を正社員に転換し、6 か月間継続雇用した場合に、キャリアアップ助成金に加えて、県が独自に上乘せ支給している正社員化促進事業奨励金において、就職氷河期世代の者を転換した場合、さらに上乘せして支給する。【県】※再掲

VI. 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、やまがた P F 事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、やまがた P F 会議等において公表する。なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

VII. 地域レベルのプラットフォームとの連携

やまがた P F は、地域レベルのプラットフォームの効果的かつ円滑な運営のために、地域レベルのプラットフォームからの支援要請に対して適切に対応するとともに、好

*15 これにより就職氷河期世代への支援の充実を図るとともに、得られた知見等を他の世代への支援にも活かしていく

事例等の就職氷河期世代支援に関する情報についてはこれを共有し、双方緊密な連携を図ることとする。

VIII. その他

事業実施計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、やまがた P F 内の関係機関において情報共有のうえ、協議を行うこととする。事業実施計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しの他に、国から改めて示される都道府県計画の考え方を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業実施計画の記載のうち、労働局、県及び市町村の取り組みに係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。